

2024年11月18日

(文責:松林 俊治)

## 山口県及び山口市の「不・非開示公文書」を開示すべき

### 1. 山口県

(1) 業務委託名:山口県農業試験場跡地利用基本計画策定支援等業務及び民間  
活力導入可能性調査業務

請負金額 :39,325,000円

契約期間 :令和5年6月16日～令和6年3月24日

委託業者 :PwC アドバイザリー合同会社

(2) 不開示文書:業務委託成果品(非開示時:令和6年9月17日)

不開示理由:基本計画の策定や跡地の利活用を行う事業者の選定を実施して  
いない中で成果品が公にされれば、県民の誤解や憶測を招き、不  
当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

### 2. 山口市

(1) 非開示文書:試験場跡地整備基本計画に係るR6年度の市内部の会議録(令  
和6年10月8日)

(2) 非開示理由:山口県農業試験場跡地整備基本計画は、現在、県・市において策  
定を進めている途中であり、それに係る市内部の会議録は、公にすることにより、  
市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるほか、開示するこ  
とにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある。

このことから、山口市情報公開条例第5条第6号に規定する、「市内部における  
協議、検討等の意思形成過程で作成した情報で、公開することにより、公正又は  
適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあるものに該当するため。」

### 3. 開示すべき理由

山口県農業試験場跡地整備の基本構想については、山口県ホームページですで  
に公開されています。そして、現在、基本計画の策定が、山口県と山口市との両者  
による検討協議会が継続して行われています。

他方で、この問題についての住民の関心は高く、様々な団体・個人から、様々な要

望が出されています。

ただ、このような住民の要望が、検討協議会の中でどのように扱われているのかが必ずしも明らかにされていません。このような状況では、住民置き去りの公共サービスとなりかねません。これでは、公共サービスの運用について定められた公共サービス基本法第9条(国民の意見の反映等)及び第10条(公共サービスの実施に関する配慮)の趣旨にも抵触する可能性があります。

情報公開制度は、いうまでもなく、住民の知る権利の保障を目的としたもので、情報公開条例における公開制限(非開示)規程の適用はより慎重になされるべきものです。本件のような、住民の関心が高い情報についてはなおさらです。

山口県農業試験場跡地は、山口市民はもとより、山口県民にとって貴重な財産です。住民にとって有用、有効な活用がなされるよう、情報の開示を求めます。

#### 4. (参考)

##### 公共サービス基本法(平成21年法律第40号)の抜粋

###### (目的)

**第1条** この法律は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

###### (基本理念)

**第3条** 公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施(以下「**公共サービスの実施等**」という。)は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

- 一 安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されること。
- 二 社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。

- 三 公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 四 公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。
- 五 公共サービスの実施により苦情又は紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、又は解決されること。

#### **(地方公共団体の責務)**

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

#### **(国民の意見の反映等)**

**第9条** 国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の策定の過程の透明性を確保し、及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するため、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講ずるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、前項の国民の意見を踏まえ、公共サービスの実施等について不断の見直しを行うものとする。

以上